

労働者派遣事業に係る情報提供（令和7年度）

労働者派遣法第23条第5項に基づき、当組合における労働者派遣事業の情報を公開いたします。令和7年度は事業開始に伴う準備期間であり、派遣労働者の雇用実績がないため、数値および協定状況は以下の通りとなります。

1. 派遣労働者の数、派遣先の数

（令和8年2月28日現在）

- 派遣労働者の数：0名
- 派遣先の数：0事業所

2. マージン率等

（令和6年度実績に基づく算出）

- 労働者派遣料金の平均額（1日8時間あたり）：－（実績なし）
- 派遣労働者の賃金の平均額（1日8時間あたり）：－（実績なし）
- マージン率：－（実績なし）

【備考】 令和7年度は派遣実績がないため、算出対象となる実績がございません。令和8年度より順次稼働を予定しており、次年度以降に実績数値を公表いたします。

3. 教育訓練に関する事項

当組合では、地域を支えるマルチワーカー（特定地域づくり事業従事者）の専門的なキャリア形成と技能向上を支援するため、以下の体制を整えております。

- **キャリアコンサルティング体制**：国家資格キャリアコンサルタントである派遣元責任者が、全ての派遣職員に対して定期的なキャリアカウンセリングを実施します。複数の就業先での経験をどのように自身のキャリアに統合していくか、専門的な視点から伴走支援を行います。
- **入職時研修**：特定地域づくり事業の趣旨理解、コンプライアンス、安全衛生、および地域社会の一員としてのマインドセット研修。
- **マルチワークスキル研修**：off-jt研修（例：農林水産業の基礎、接客・サービス実習、地域イベント運営のノウハウなど）

4. 福利厚生に関する事項

- 社会保険（健康保険、厚生年金）、雇用保険、労災保険の完備（雇用開始時より適用）
- 年次有給休暇の付与

- 中小企業退職金共済加入

5. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定

- 労使協定の締結有無： 締結していない
- 理由： 令和 7 年度現在、派遣労働者の雇用実績がないため。令和 8 年度の雇用開始に合わせ、速やかに締結予定です。

以上